

4 豊井地区まちづくり整備計画（案）について



中央線について、素案では幅を9mで整備することとしていましたが、市内部で協議を重ねた結果、小学校の通学路としての安全確保を優先するため、両側に歩道を設置する必要があると判断し、幅を12m(両側歩道)で整備することとします。

5 おねがい

今後、整備を進めていくに当たり、最初に豊井恋ヶ浜線の線形等を決めるため、豊井恋ヶ浜線の予定地付近の測量を実施します。

測量のため立ち入る対象となる土地の地権者の方に対しては、あらかじめ文書でお知らせします。なお、この測量では、地権者の方の立会いは必要ありません。

また、実際には、市が委託した業者(「下松市」の腕章を付け、市が発行した身分証を携帯しています。)が測量を行いますが、建物がある土地に立ち入る際には、お声掛けをさせていただいてから作業に入ります。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



豊井まちづくりだより

<No.5>

発行 令和元年9月
下松市大手町三丁目3番3号
下松市役所 都市整備課
豊井地区市街地整備準備室
電話 (0833) 45-1860

掲載情報

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 豊井区画整理見直し協議会開催状況 | 4 豊井地区まちづくり整備計画(案)について |
| 2 豊井地区整備に係る市役所の新体制のご紹介 | 5 おねがい |
| 3 豊井区画整理見直し工程表 | |

1 豊井区画整理見直し協議会開催状況

令和元年8月23日(金)に第6回豊井区画整理見直し協議会を開催しました。第6回協議会では、関係機関協議等の結果により豊井地区整備の工程を組み直したことや、整備計画の素案を基に作成する豊井地区まちづくり整備計画(案)について説明しました。また、今後進めていく豊井恋ヶ浜線の測量に伴う土地の立入りについて、市から報告をしました。

次ページに新しい工程表を、4ページに現時点の整備計画(案)を掲載していますのでご確認ください。

2 豊井地区整備に係る市役所の新体制のご紹介

令和元年7月1日に市役所の組織改正があり、豊井地区の整備を推進するため、都市整備課内に「豊井地区市街地整備準備室」が新たに設けられました。

これからは、新しい体制で豊井地区整備のさらなる推進を図っていきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

<新体制紹介>

下松市 建設部 都市整備課

建設部次長(兼)都市整備課長

都市整備課長補佐(兼)まちづくり推進係長

都市整備課豊井地区市街地整備準備室長

都市整備課豊井地区市街地整備準備室主査

都市整備課都市計画係長

都市整備課都市計画係主査

久保田 幹也

瀬尾 悟史

安村 文宏

奥藤 芳幸

藤井 善行

志水 美由貴

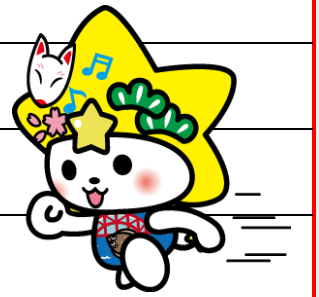


下松市公式マスコットキャラクター
くだまる

3 豊井区画整理見直し工程表

これは、現時点で考えられる最短での工程です。これまでは、「山口県公共事業評価委員会への諮問」を最優先事項としていましたが、関係機関等との協議の結果、都市計画の変更の手續を優先した方が効率的で、事業全体が早く進むことが判明したため、工程を組み直しました。

項目	平成30年度												令和元年度												令和2年度												令和3年度												令和4年度												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
【全体工程】																																																													
豊井地区まちづくり整備計画(案)策定																																																	「長期停滞土地区画整理事業の見直しに関するガイドライン(案)」に沿った検討後、整備計画(案)策定												
地元説明会、意見聴取、パブリックコメント																																																	都市計画の変更(区画整理事業廃止、都計道の変更及び廃止)、豊井地区まちづくり整備計画(案)等に関するもの												
区画整理事業都市計画の変更(廃止)																																																	事前協議→説明会→公聴会→計画案の縦覧→都市計画審議会→知事協議→告示→公告(1年半程度の期間を要する)												
都計道豊井恋ヶ浜線ほか都市計画の変更(廃止)																																																	〃												
区画整理事業事業計画の廃止																																																													
街路事業(豊井恋ヶ浜線)事業認可の取得																																																	令和3年度中に認可取得												
山口県公共事業評価委員会																																																													
市長報告																																																													
豊井区画整理見直し協議会																																																													
豊井自治会まちづくり委員会																																																													
【関係機関との調整】																																																													
交差点協議																																																													
都市計画課協議																																																	都市計画の変更、区画整理事業見直し、街路事業等												
豊井地区事業化庁内検討委員会																																																													
その他協議(必要に応じて)																																																	中電(鉄塔・変電所)、JRほか												
【発注業務】																																																													
豊井地区まちづくり整備計画作成等業務委託																																																	受注コンサル:昭和(株)												
豊井地区都市計画決定変更(豊井恋ヶ浜線)資料作成業務委託																																																	測量・道路詳細設計・交差点詳細設計含む ※測量に伴う土地の立ち入り有り												
豊井地区事業再評価に伴う資料作成業務委託																																																													
豊井地区都計道見直しに伴う交通量推計業務委託																																																	豊井地区内の都計道の見直し(中央線、豊井恋ヶ浜線、中豊井通線、半上通線)※再評価のB/C算出に必要な交通量推計も含む												
中央線、区画道路等 順次測量設計実施																																																													



※この工程表は、関係機関との協議等により変更されることがあります。